

## 議第22号

**滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,366人」を「3,407人」に改め、同項第5号中「185人」を「191人」に改め、同項第8号中「10人」を「11人」に改め、同項第9号の2中「1,188人」を「1,202人」に改め、同項第10号中「3,269人」を「3,274人」に、「549人」を「547人」に、「3,818人」を「3,821人」に改め、同号ア中「2,076人」を「2,069人」に、「353人」を「350人」に、「2,429人」を「2,419人」に改め、同号ウ中「1,154人」を「1,166人」に、「125人」を「126人」に、「1,279人」を「1,292人」に改め、同項第11号中「8,709人」を「8,774人」に改める。

**付 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。